

一賃金ハ必ス当日迄ノ分ヲ支拂フコト
 一木賃類ニ付休業ナシニ付ハ通算ノ給料ヲ支拂フコト
 右ノ通り通勤職工一同評議ノ結果願書以テ願申上ルハ得共而相談ノ結果本日正午
 迄ニ申回答賜リ度此後及申願申上候
 万一正午迄申回答無キ時ハ而承知被下小事ト信シ本月ヨリ前記賃金及事項ニ付
 取引申可候

昭和十年九月十日起

通勤職工一同

渡中福太郎殿

別記(三)

覺書

工場主対従業員間ノ問題ハ左記条件ニ依リ円満解決セルニ付テハ覺書ニ通リ作
 業労資双方各一通ヲ分取スルモノトス

記

- 一赤須欣次郎ノ復職ヲ承認スルコト
- 一工賃ハ仲仕上品一打ニ付五銭ヲ増スコト
- 一但シ工賃アップリン及中綱ヲ除ク
- 一従業員ハ如何ナル場合トモ今後回結セサルコト
- 一万一此ニ違及ミタル行動アリタル場合ハ即時解雇ヲ申渡サルノモ異議ナキ
 コト
- 一注文切ノ際ハ一時作業ヲ休止スルコトトス
- 一但シ一部分ノ場合ハ能ク限り各自協力スルコト

昭和十年九月十一日

従業員一同

森永辰之助(印)